

指定管理施設の管理運営評価表（評価対象年度：令和7年度）

担当部署名	教育委員会事務局生涯学習課
評価対象期間	令和 7年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日
評価対象年度指定管理料	146,650,000 円

1. 施設の概要等

施設の概要	名 称	松阪市松阪図書館及び松阪市嬉野図書館
	所 在 地	松阪市川井町772番地10及び松阪市嬉野町1429番地1
	設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保有して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。
	設備の概要	【松阪図書館】一階（1,620.16㎡）一般図書開架室・児童図書閲覧室等、 二階（951.91㎡）一般書架室・講座室・学習室 【嬉野図書館】一階（1,660㎡）一般図書閲覧室・児童図書閲覧室等

2. 指定管理者の概要等

指定管理者	名 称	株式会社 図書館流通センター
	所 在 地	東京都文京区大塚三丁目1番1号
指定管理業務の内容		●資料の収集整理、カウンター業務、読書普及活動に係る業務など施設の運営に関すること。 ●施設の環境秩序管理、施設の維持修繕及び保守点検管理、備品の維持管理など施設の管理に関すること。
業務運営実施状況	管理業務の実施状況	●施設運営 図書館資料の収集整理、蔵書点検、貸出処理、返却処理、相互貸借業務、おはなし会の実施、飯南・飯高地域への配本、ブックスタート事業、ブックトーク事業、図書館だよりの発行、施設見学及び職場体験学習に係る業務などを行った。 ●施設管理 消防訓練や館内巡視など施設の環境秩序管理に関する業務、施設の維持修繕及び保守点検管理に関する業務、備品の維持管理に関する業務などを行った。 ●「図書館を使った調べる学習コンクール」など利用者参加型事業を行った。
	サービスの質の向上	●指定管理者制度導入17年目において貸出利用者数は226,186人、貸出冊数は740,167冊、入館者数は316,055人となった。 ●スタッフ研修制度の充実を図り、利用者還元を目指し、資質向上に努めた。 ●「学校読書室等支援事業」を通して、学校図書館との連携をより強化した。
	施設・設備等の維持管理	●松阪図書館：図書館座席管理システムilya受付機PC交換、トイレ手洗い修繕、12条点検時の指摘箇所修繕 ●嬉野図書館：特になし
指定期間		令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日

（単位：円）

			事業収支実績				
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業収支推計	収入	指定管理料	146,650,000	149,960,000	146,650,000	146,650,000	146,650,000
		複写料収入	110,000	73,690	83,020	66,840	71,200
		カード再発行手数料	110,000	81,300	98,280	99,700	92,720
		その他収入	205,000	26,050	115,305	167,738	260,637
		その他委託料					4,670
		計（A）	147,075,000	150,141,040	146,946,605	146,984,278	147,093,278
	支出	人件費	75,978,100	73,051,963	74,053,325	74,377,213	79,177,514
		事務費	13,140,000	11,283,826	10,976,831	11,203,447	11,269,122
		事業費	57,531,900	65,798,194	65,781,554	63,474,853	64,769,568
		計（B）	146,650,000	150,133,983	150,811,710	149,055,513	155,216,204
	収支差引額（A）－（B）		425,000	7,057	△ 3,865,105	△ 2,071,235	△ 7,584,973

3. 指定管理者業務運営項目別評価

評 価 項 目			指定管理者 自己評価		担当部署評価	
業務運営項目		内 容	採点	判定	採点	判定
管理業務の実施状況	①施設の目的や基本方針の確立	施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立されていたか。 また、職員は理解していたか。	4	A	4	A
	②施設設置目的の達成度	施設の管理運営を通して、施設の設置目的は達成されたか。	4		4	
	③利用者数	利用者数は当初目標数を達成されたか。	4		4	
	④運営状況	施設の供用日数・供用時間は守られたか。また、適正な施設の維持管理、運営が行われたか。	5		5	
	⑤職員の配置状況・勤務実績	職員の配置状況・勤務実績は適正であったか。また、業務執行体制（作業責任者・業務担当者）は明確になっていたか。	4		4	
	⑥意思疎通	管理運営業務全般について、市と指定管理者の責任者の間で十分な連絡調整がなされていたか。	5		5	
	⑦各種管理記録等の整備・保管	各種業務計画書、点検記録、整備・修繕・事故・故障等の履歴等の各種管理記録等が整備・保管されていたか。	5		5	
	⑧地域の振興・活性化	地域や地域住民との交流・連携に関する取組みを実施し、地域交流の支援を行ったか。	5		5	
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取組み	自主事業や運営方法の工夫等利用者数増加に向けた具体的な取組みはあったか。（注1）	5	B	5	B
	②利用者の平等な利用	個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないよう、施設のサービス水準を確保するための取組みを行ったか。	4		4	
	③適切な情報提供	全ての利用者が情報を得ることができるよう適切な利用情報の提供を行ったか。	4		4	
	④利用促進・PR	当該施設・事業について、広報誌やパンフレットを作成するなど、具体的な取組みが実施され、積極的な利用促進が図られたか。	5		5	
	⑤非常時・緊急時の対応	事故、災害等の緊急事態発生時の危機管理マニュアルの整備や対応体制の確立はされていたか。	4		4	
	⑥苦情解決体制及び対応	利用者からの意見・苦情等を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。 また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	4		4	
	⑦自主事業	利用者ニーズに即した自主事業が実施されたか。	5		5	
	⑧利用者アンケートの実施	利用者アンケートを実施し、利用者の意見・要望、満足度の把握に努めたか。 課題がある場合は対応策を講じたか。	4		4	
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持がされていたか。	4	A	4	A
	②備品・什器等の保守点検	備品・什器等が適切に管理され、良好な機能が保持されていたか。	4		4	
	③修繕業務	点検によって異常が認められた場合には、速やかに修繕・交換・整備・調整等の適切な処置を講じたか。	5		5	
	④樹木・植栽等管理業務	草取りや除草等を行い、利用者が快適に利用できるような良好な景観が保たれていたか。	5		5	
	⑤清掃業務	敷地内は全て利用者が快適に利用できるよう清潔な状態が保たれていたか。	5		5	
	⑥鍵管理	鍵の管理は適切であったか。	5		5	

【（注1）のみ指定管理施設の管理運営評価表作成要項の評価基準1-（2）の採点基準にて評価】

4. 総合評価

指定管理者自己評価	担当部署評価
【努力した点・成果等】 【管理業務の実施状況】 市制20周年事業において市と連携し講演会等を実施した。また、学校読書室支援センターと情報共有を行い、小中学校のニーズ把握と連携強化を図った。 【サービスの質の向上】 各種イベントを継続して開催し、英語のおはなし会など新たな取組も実施した。また、LoGoフォームを活用しリクエストのWEB受付を新たに開始し、来館せずに利用できる受付を可能とすることで、利用者の利便性向上を図った。 【施設・設備等の維持管理】 冷房機器の不具合に対し市と連携して対応を行い、館内放送や掲示による周知により利用者対応に努め、影響の軽減を図った。あわせて修繕を行い、適切な維持管理の確保を図った。	【評価すべき点】 指定管理者制度の導入以来、安定した図書館運営がなされている。特に入館者数はコロナ以降増加の一途を辿っており、本の貸出利用のみならず、学習室や郷土資料室の利用など、総合的な生涯学習施設としての機能を有している。 特に、市制20周年記念事業においては松阪木綿を使ったミニ本づくりや松阪市ブランド大使を招いての講演会など、松阪らしい特色ある取り組みを実施いただいた。その結果として、文部科学大臣表彰を受賞されたことは評価できる。 酷暑のなか、空冷ヒートポンプチャラーが故障し、半分の冷房能力であってもあらゆる手段を講じつつ、臨機応変な対応をいただき、大きなトラブルなく乗り越えられた。 また、LoGoフォームを活用したリクエストの申込受付を新たに実施いただき、非来館型の手続きを増やしていただき、利便性の向上及び事務効率化を図られている。
【改善すべき点】 【管理業務】 利用者ニーズの把握を進め、ニーズに応じたサービス提供により利便性向上を図る。また、市の施設や地域団体との連携を広げ、事業の充実につなげる。 【サービス】 電子図書館については、周知の見直しに加え体験会を実施するなど利用機会の拡充に努める。また、リクエストのWEB受付を開始し、利用者の利便性向上を図ることで、利用促進につなげる。 【施設・設備等】 経年劣化による修繕箇所に対し、優先順位を踏まえ計画的に修繕を行い、適切な施設管理に努める。	【指導すべき点】 施設の環境整備（椅子の汚れや伸びた雑草、修繕が必要な傘立てなど）を求める意見が寄せられることがあった。限られた予算の中で対応が困難な事項もあるが、寄せられた意見については優先順位をもって確実に対処されるよう引き続き努力すること。 今後も安定した施設運営を図るため、保守点検等により指摘を受けた箇所等について、計画的な修繕を実施していくこと。 第5期指定管理が令和8年4月より開始となった。市に提案した事業計画の中に記載のある新規事業や拡充事業については市と協議しながら確実に遂行すること。
【所属長意見（今後の方向性等）】 市としては、令和8年度からの第5期指定管理者として、事業計画に基づき、一層講座やイベント等の中身の充実を図ることを求めつつ、乳幼児を連れた保護者や障がいのある方など、誰もが気兼ねなく参加できる体制整備についても強化していきたい。デジタル化が進む状況の中、継続的に利用者の増加を図るためにも、今後もLoGoフォームの積極的な活用やWi-Fi環境の強化など、利便性の向上を図るとともに、快適な居場所の提供に努めていきたい。 また、令和6年度には「第四次松阪市子ども読書活動推進計画」の策定を行った。子どもたちの確かな学力や豊かな人間性を育むためには、言語活動の充実、コミュニケーション能力の重視などの流れの中で、読書の果たす役割はますます大きくなっている。 このことから、市図書館は子どもたちの夢を育む図書館として、学校読書室とのさらなる連携により、子どもたちの読書活動の活性化につなげていきたい。また、地域の読書ボランティアの育成を図り、家庭や地域での読書活動についても推進していきたい。 第四次松阪市子ども読書活動推進計画の取り組みを進めるため、電子書籍については画面の明るさや文字の大きさを調整でき、音声読み上げ機能もあることから、今後は児童書のさらなる充実を図り、小学生が学校で使うタブレット端末において電子図書館を活用できる体制を整備していきたい。	

点数	採点基準	
5	優良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されているとともに、独自の新たなサービスが提供されている。
4	良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されている。
3	普通	協定等で定めた水準のサービスが提供されている。
2	やや劣る	協定等で定めた水準のサービスが一部提供されていない。
1	劣る	協定等で定めた水準のサービスが多くの業務で提供されていない。早急に改善が必要である。

評価	評価の判定基準
A	5が半分以上かつ残りも3以上
B	全てが3以上
C	2が含まれる
D	1が含まれる